

📣『新しい生活様式』に対応する事業者を支援します📣

新型コロナウイルス感染症

対応事業支援補助金の募集

開始のお知らせ

申請受付：令和2年7月1日（水）～

※事前の予告なく受付を終了する場合がございます。

対応事業支援補助金とは…

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、市内事業者が新たな需要へ対応するために実施する取組に要する経費に対し**上限を10万円（補助率10/10）**とした補助金を交付するものです。

対象となる事業や経費の例

<対象事業例>

令和2年3月1日以降に実施する新たな需要に対応する事業(取組)

- 飲食店舗のデリバリー、テイクアウトサービスの実施
- 学習塾のオンライン講座の実施
- 小売店舗のインターネット販売の実施
- リピート促進のための新規サービス（クーポンの発行等）の実施

<対象・対象外経費例>

	 ○デリバリー用の容器・箸・袋等	 ○通販サイトへの登録料・利用料等		 ×汎用性の高いマスクなどの消耗品	 ×デリバリー等に関係のない車両購入費
	 ○オンライン講座の映像配信設備	 ○感染拡大防止のパネル、シート等		 ×事業に必要なと判断できない店舗改修費	 ×事務所等の賃借料や維持費

【問い合わせ先・申請窓口】

吉川市役所 産業振興部 商工課 商工観光係

〒342-8501 埼玉県吉川市きよみ野1-1

TEL：048-982-9697（直通） FAX：048-981-5392（代表）

E-mail：syokou2@city.yoshikawa.saitama.jp

補助金の概要

<対象者要件>

- (1) 市内に住所または事業所を有する事業者等
- (2) 市税等の滞納をしていない
- (3) 令和2年3月1日以前から事業を開始している

<対象事業>

市内事業所で行う販路開拓等新たな需要への対応に係る事業となります、また、申請時点ですでに開始している事業についても対象となります。

※なお、以下のいずれかに該当する事業は対象外となります。

- (1) 令和2年2月29日以前から行っている事業
- (2) 法令上必要な許認可を受けていない事業又は届出を行っていない事業

<対象経費>

以下の項目に該当する経費

- (1) 令和2年3月1日以降新たに開始した事業に係る経費
- (2) 令和3年2月26日までに支払いが完了する経費
- (3) 市内事業所で設置し、及び使用する経費
- (4) 社会通念上相当と認められる額であること
- (5) 国、県、他自治体及び市から当補助金以外の補助金を受けていない経費

<補助内容>

補助上限：10万円

補助率：10/10

※1 千円未満の端数が生じた場合は切り捨てとなります

※2 消費税及び地方消費税は含まれません

補助金申請の手続き

市役所商工課窓口へ直接申請または郵送での申請となります。

<申請に必要な書類>

- (1) 交付申請書（様式第1号）
- (2) 経費を確認できる見積書等
- (3) 許認可または届出に係る書類の写し ※必要とする業種に限る
- (4) 市内に住所または事業所を有することを証する書類
(例：確定申告書、開業届、履歴事項全部証明などの写し)
- (5) 納期到来分市税完納証明（様式あり）

様式・申請要領・Q&A集

申請書などの様式、申請要領、Q&A集は下記の市公式HPからダウンロードできるほか、商工課窓口でも配布しています。

【URL】

<https://www.city.yoshikawa.saitama.jp:443/index.cfm/26,81072,129,735,html>

